

# 光葉同窓会個人情報の保護に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、昭和女子大学光葉同窓会（以下「同窓会」という。）が昭和女子大学の卒業生について保有する個人情報の取得、使用・利用、保存及び管理等の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び個人情報保護委員会が平成28年個人情報保護委員会告示に基づき定めた個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）といった法令等に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって同窓会が保有する個人情報を保護することを目的とする。

## (優先関係)

第2条 前条の法令等における規定が最低基準を定めるものであって、本規程における規定が当該最低基準を上回る場合にあっては、本規程における規定が優先する。

## (定義)

第3条 この規程における用語の意義は、本条において定めるもののほか、法、政令、規則及びガイドラインの例による。

## (個人情報保護管理者)

第4条 同窓会は、個人情報を適切に管理するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、同窓会会長とする。
- 3 管理者は、同窓会における個人情報の適正管理対策の実施、従事者に対する教育を行う権限と責任を有する。

## (個人情報取扱者の義務)

第5条 個人情報を取り扱う者は、管理者の指示又は承認に基づいて個人情報を扱わなければならない。

## (収集の方法)

第6条 個人情報の収集は、同窓会が業務上卒業生から直接行うもの及び昭和女子大学教育支援課が保有する個人情報から行うものとする。

## (個人情報の利用目的)

第7条 同窓会が取得した個人情報の利用目的は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 会員名簿の作成、配布及び管理
- 二 同窓会会報、広報誌、メールマガジン及び出版物の配布
- 三 同窓会の会費及び寄付金の収受管理
- 四 同窓会支部会、委員会、クラス会等の活動支援
- 五 学校法人 昭和女子大学の広報活動、寄付金募集等の支援
- 六 学校法人昭和女子大学及び同窓会が主催する各種事業、行事のお知らせ等
- 七 その他同窓会の運営及び学校法人との連携に関連すること

(外部への持ち出し制限)

第8条 同窓会は、個人情報を外部へ持ち出してはならない。

(個人情報の取り扱いの委託)

第9条 第7条各号に掲げる個人情報の利用目的の範囲内で、業者等に同窓会の保有する個人情報の取り扱いを委託する場合、かかる業者に対し個人情報の取り扱いに関する適切な指導及び監督を行わなければならない。

2. 前項に基づき、個人情報の取り扱い業務を委託する場合は、委託先と安全管理が図られるよう、守秘義務の管理及び監督を含む契約を結ばなければならない。

(第三者提供の制限)

第10条 同窓会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(第三者提供の制限の例外)

第11条 前項に規定する第三者提供に関して、個人情報を共同して利用する特定の者であって、同窓会が認めたものは、第三者に該当しないものとする。ただし、共同利用の範囲、利用する個人情報の種類、利用目的、責任者の名称などを、あらかじめ通知するか、本人が容易に知り得る状態に置かななければならない。

(個人情報の開示)

第12条 本人は、同窓会に対し、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2. 前項に定める請求は、本人であることを明らかにし、請求に必要な事項を明記した文書又は電磁的方法により、管理者宛に提出するものとする。
3. 開示の請求を受けたときは、管理者は、これを開示しなければならない。ただし、開示することが相当でない場合には、その理由を付してその個人情報を開示しないことがある。

(不要情報の処理)

第13条 同窓会は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄又は消去するものとする。

(死者情報の取扱い)

第14条 同窓会が保有する個人情報に係る本人が死亡した場合であっても、氏名、命日、当時の住所については、引き続き、同窓会において適切に管理をするものとする。

(事務局)

第15条 この規程に定める事柄に関連し、資料の開示、個人情報に関する届け出先及び苦情の申し出先は、同窓会事務局とする。

(公表等)

第16条 同窓会は、同窓会ホームページ又は会報等によって個人情報の取扱いについて公表する。また、利用目的を変更した場合も同様とする。

(細則への委任)

第17条 会長は、この規程を施行するために必要な細則を定めることができる。ただし、少なくとも個人情報として取り扱う項目について明記しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 [個人情報保護法の改正に伴う対応及び死者情報の取扱いの追加]